自民党「憲法改正草案」を斬る！

２０１６．１１．１９　日高教育会館

憲法９条を守り・いかす日高連絡会

弁護士　由良（ゆら）　登美（たかのぶ）　信

和歌山市美園町５丁目１番地２　新橋ビル６階

ゆら・山崎法律事務所　TEL073-433-5551/FAX433-5567

１　戦後最大の憲法の危機！

今、戦後最大の憲法の危機を迎えている。

憲法改正を企てている側も、憲法を変えられるとしたら今しかないと考えている。

英ＢＢＣ（公共放送）「日本の政治における地盤をさらに固めた安倍政権は、今後、憲法改正への動きを一段と進めるだろう。」「次のステップは平和主義の憲法を改正するかどうかの国民投票を行うことだ」（２０１６．７．１１　ＮＨＫ　ＮＥＷＳ）

安倍総理「憲法改正は立党以来の我が党の党是と言ってもいいと思います。私は総裁でありますから、その実現のために全力を尽くしていくことは当然であり」「それは自分の任期中に果たしていきたい、こう考えるのは当然」（２０１６．８．３会見）。「わが党の案をベースにしながら、衆参両院の３分の２を構築していく。それがまさに政治の技術だ。」

（１）衆議院と参議院の会派別議員構成（改憲派議員が３分の２以上を占める）

憲法改正の発議が可能な議員構成に衆・参ともなった。

衆議院３１７／４７５で３分の２のところ、自公維日の４党で３３９議席。

参議院１６２／２４２で３分の２のところ１６３議席。

（２）　安倍晋三の思想の危険性（タカ派、歴史に逆行する思想）

ア　「憲法前文には、敗戦国としての連合国に対する詫び証文のような宣言がある。」「アメリカは、自らと連合国側の国益を守るために戦争の放棄の条項をつくった。」（「美しい国へ」）

→　ここには、日本の侵略戦争に対する反省の気持ちがない。日本国民３１０万人、アジアの２０００万人の命が奪われたことへの謝罪の気持ちがない。侵略戦争であったことも認めようとしない。

イ　「文化・伝統・自然・歴史を大切にする国＝日本にふさわしい憲法を制

定する。」（２００６年9月１日政権構想）

→　日本国憲法の３原理を認めず、戦前の価値観から憲法を作りかえようとしている。

ウ　「世界とアジアのための日米同盟」を強化し、日米双方が「ともに汗をかく」体制を確立する。

エ　「戦後レジームからの脱却」が日本にとって最大のテーマである。「『日本を、取り戻す。』これは戦後の歴史から、日本という国を国民の手に取り戻す戦いであります。」（新しい国へ）

「憲法改正は（私の）『歴史的使命』だ」

（３）　財界の戦略（「希望の国、日本」２００７年１月１日　日本経団連）

・　「現行憲法が一度も改正されずにきたなかで、規定と現実の乖離、国際平和に向けた主体的活動の制約など、多くの問題が生じている事実を直視しなければならない。」（P87）

・　「自衛隊や集団的自衛権の憲法上の位置づけが不明確であり、実行ある安全保障政策の展開が制約されている。・・・・自衛隊が国際社会と協調して国際平和に寄与する活動に貢献・協力できる旨を、憲法上、明示する必要性が高まっている。」

・　「経団連は、２０１０年代初頭までに憲法の改正の実現をめざす。」（P88）

（４）　アメリカの安全保障戦略と日本の役割

・　「２１世紀の国際関係における平和と繁栄を突き崩す可能性をもつ最も重要な地域はアジアだ。アジアは、アメリカの繁栄にとって死活的に重要な地域である。」

「米日同盟は、アメリカの地球的安全保障戦略の中心だ。」（２００２年ブッシュ国家安全保障戦略）

・　「日本が集団的自衛権を禁止していることは、同盟間の協力にとって制約となっている。この禁止事項を取り払うことで、より密接でより効果的な安全保障協力が可能になる。これは、日本国民のみが下せる決定である。」「憲法９条は、日米同盟の邪魔だ」（アーミテージ報告）

▷　トランプ大統領になるとどうなるか

（５）　「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（日本会議）の運動

▷　「憲法改正を実現する１０００万賛同署名」

・　２０１６年５月３日まで７００万２５０１筆を集めた

・　神社本庁の指示で、地域の神社と氏子組織が動いた。

・　これは国民投票の際に投票を呼びかける名簿となる。

▷　武道館１万人集会（２０１５年１１月１０日）

- 国会議員の署名が衆参で４２２人(日本会議国会議員懇談会３００人)
- 日本会議は４７都道府県すべてに本部があり、そのもとに２２８支部
- ３８都道府県議会が憲法改正推進決議に上げさせた
- 安倍自民党総裁のビデオメッセージ

２　憲法って何？（憲法が変わるとどうなるの？）

（１）　憲法は、国民が、国家権力をしばる鎖です(近代立憲主義の考え方)

国家権力を制限して､国民の人権を保障するもの（強い者（多数者）から弱い者（少数者）を守るもの）

憲法前文　「日本国民は、‥‥ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」(国民が憲法制定者＝主権者)

憲法９９条　「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」

（※　国民が義務を負う者の中に入っていない。）

（２）　憲法は、国の最高法規です

憲法９７条　「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

憲法９８条①　「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

憲法８１条　「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」

（３）　日本国憲法は､それまでの人類の進歩の成果の上に立ってつくられました。

憲法９７条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

前文「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。」

（４）　日本国憲法は侵略戦争の反省の上に立ってつくられました。

（５）　日本国憲法は３つの基本原理を柱にしてつくられています。

①　平和主義　　（←軍国主義）「天皇は陸海軍を統帥す」

②　国民（人民）主権（民主主義）（←天皇主権）「天皇は統治権を総覧す」

③　基本的人権の尊重（←天皇の臣民）権利は法律の範囲内で天皇から与えられる。

13条　個人の尊厳・幸福追求権（※　国家･社会より個人が尊重される）

25条　生存権

※　この日本国憲法の３原理を「改正」することは、理論上認められない。

３　自民党「日本国憲法改正草案」の内容（問題点）

（１）　立憲主義の崩壊（憲法の役割の変質）

ア　「前文」の全面書きかえ（まず、国家ありき）

「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するために、ここに、この憲法を制定する。」

イ　１０２条で、国民に憲法尊重義務を明記し、天皇の憲法尊重擁護義務をはずす。（国家権力を縛るためのルールから、権力の側が国民を縛るルールへと転換！）

ウ　憲法にたくさんの国民の義務を書き込んでいる。

現行憲法の３つの義務（納税の義務、勤労の義務、保護する子女に普通教育を受けさせる義務）に加え、新たに１０の義務を国民に課す。

①　国防義務（前文３項）

②　日の丸・君が代尊重義務（３条）

③　領土・資源確保義務（９条の３）

④　公益及び秩序服従義務（１２条）

⑤　個人情報不正取得等禁止義務（１９条の２）

⑥　家族助け合い義務（２４条）

⑦　環境保全義務（２５条の２）

⑧　地方自治負担分担義務（９２条の２項）

⑨　緊急事態指示服従義務（９９条３項）

⑩　憲法尊重義務（１０２条１項）

エ　憲法改正のための発議要件（９６条）を各議院の総議員の３分の２から２分の１に変えて、憲法を改正しやすくする。

（２）　憲法前文の全面的書き直し

ア　憲法前文は、憲法の根本原理を示し、憲法の諸規定の解釈の導びきとなるもの。

イ　戦後の日本の原点であった不戦の誓い「日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し」を削除。
→アジアの国々は、不戦の誓いを降ろした日本を受け入れようとしないだろう。再び軍事国家となるのではないかという懸念を生じさせる。

ウ　平和的生存権を削除。（世界で初めて、平和のうちに生存することを憲法上の権利に高めた規定）

エ　国家主権の尊重、対等平等な国家関係を前提とした国際協調主義の文章（前文第３段）を削除。

オ　国民主権・民主主義の宣言がほとんど消えている。

〈自民党改憲案の前文〉

・　「日本国は、・・・・天皇を戴く国家であって」

・　日本国民に国と郷土を守る義務をうたう

・　「和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」
→　少数意見が和を乱すとして非難を受ける。
→　自立・家族による支えの強調により国の社会保障の怠りを免罪する。

・　「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。」→憲法は国家権力をコントロールするものではなく、国民が天皇を戴く国家を子孫に継承するよう求めている。
→　まったく異質な憲法に変えてしまうもの！

（３）　戦争の放棄（第二章）

日本国憲法９条

「１項　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
２項　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

憲法９条によって守られてきたこと（憲法９条は「宝」）

▷　「国家には本来自衛権が認められており、自衛の目的のために必要な限度の自衛力をもつことは９条のもとで許され、自衛隊は９条２項が禁じる戦力にあたらない。」（政府Ｓ２９年見解、Ｓ５５．１２．８提出政府答弁書）

▷　また、自衛のための実力の行使については、次の３要件に該当する場合に限られる（Ｓ６０．９．２７提出政府答弁書）

①　我が国に対する急迫不正の侵害があること（わが国に対する武力攻撃が発生したこと）

②　これを排除するために他に適当な手段がないこと

③　必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

▷　自衛隊が「憲法９条２項の戦力ではない」という建前から出てくる限界（これまでの政府答弁）⇒しかし、安倍政権は、閣議決定と法律の強行で、これらをなし崩しにしてきている。

①　海外派兵（武力行使目的で武装した部隊を他国に派遣）

②　集団的自衛権の行使（自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を実力をもって阻止すること）

③　国連の平和維持活動を行う国連軍で、その目的・任務が武力行使を伴うものに参加

④　攻撃的・壊滅的破壊能力を持つ兵器の所有

⑤　徴兵制（１３条、１８条からも）

⑥　交戦権（敵国領土への積極的攻撃、敵性船舶のだ捕など）

⑦　先制攻撃

⑧　非核三原則

⑨　武器輸出禁止３原則

⑩　軍事費支出ＧＮＰ１％枠

〈自民党改憲案〉

ア　章の名称を「戦争の放棄」から「安全保障」へ変え、戦争しない国から「戦争をする国」へ変える

イ　憲法９条２項を削除！それに代え、「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と規定し、集団的自衛権も憲法に書き込む。

ウ　「国防軍」という軍隊を持つ。

国防軍は、保持できる軍事力について無制約

国防軍が行う活動

※　国会による統制が不十分

①　我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保する活動

※　集団的自衛権行使も含む

②　「法律の定めるところにより」

ア、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動

※　国連の活動に限定されない

イ、公の秩序を維持する活動

※　治安活動により、国民に銃口が向けられる。

ウ、国民の生命若しくは自由を守るための活動

※　海外における邦人救出を口実にした派兵も

エ　国民に「国と郷土を守る」義務をうたう（前文）

※　前文の平和的生存権を削除！

オ　国防軍の機密保持に関する法律をつくる（９条の２④項）

※　特定秘密保護法

カ　国防軍に審判所（軍法会議）を置く（⑤項）

キ　９条の３で国に領土保全等を義務づける。

ク　第９章に「緊急事態の宣言」の規定を新設。

（４）　国民主権の後退

ア　天皇を「日本国の元首」との明文を置く（１条）。

イ　日章旗を国旗、君が代を国歌と定め、国民に尊重義務を課す（３条）。「元号」を憲法に明記（４条）

ウ　天皇の国事行為に内閣の「助言と承認」が必要とされているのを、「内閣の進言」に変えた（６条４項）

エ　天皇ができる行為を「その他の公的な行為を行う」（６条５項）と拡大。

（５）　国民の基本的人権保障の後退

ア　権利は、「公益及び公の秩序に反しない限り」での保障とされ、権利の制約が拡大できることにする（１２条）（１３条）。→基本的人権は国家といえども侵すことのできない人間の生来の権利（自然権）という考えの否定。

イ　１３条「個人として尊重される」を「人として尊重される」に書き換える→「個人」とは国家・社会に対する概念であり、「個人」と書いていることが重要であり、これを「人」とすることは本来の意味を

失う。

「国家」や「公の秩序」、「公益」が、個人の上の価値として考えられている。

ウ　１２条　「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」という文言を新設。

エ　２１条　表現の自由（集会・結社・出版その他一切の表現の自由）に、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」（２項）を新設。

※　政党についての規定（６４条の２）を新設→政党規制に道を開く。

オ　２０条で、政教分離をゆるくする（３項）。

カ　これまでとは逆に、２２条の営業の自由については、「公共の福祉に反しない限り」を削除。→新自由主義の考え方を書き込む

※　前文に「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」と記載

キ　国民に「国旗及び国歌尊重」義務（３条２項）を課すことで、「思想・良心の自由（１９条）が制約される。

ク　公務員について「全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより」労働基本権の全部又は一部を制限できると定めた（２８条２項）。

ケ　９７条「これらの権利は過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」を削除。

（６）　憲法改正手続を緩和

現行９６条「この憲法の改正は、各議院の総議員の３分の２以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認（国民投票において、その過半数の賛成）を経なければならない。

↓

〈自民党改憲案〉

改憲手続をやりやすく「各議院の議員の過半数で発議」できるようにする（１００条）

▷　改正要件（発議要件）の緩和がもたらすもの

・　その時の多数者の意向で、少数派の基本的人権が制約されてはならない。

・　国の骨格をころころと変えては混乱する（憲法の安定性を貫く必

要)。

▷　国民投票法の内容も問題

・　「有効投票数」の過半数での改正は、有権者の過半数ではない。最低投票率も定めていない。投票率５０％なら、２０％台の賛成で改正承認とされてしまう。

・　国民投票運動のとき有料意見広告野放し。２週間前までテレビ・ラジオの広告自由。

・　議席数に応じて構成される広報協議会がつくる改憲案のＰＲ紙が全戸配布される。

（７）　「第９章緊急事態」の新設

ア　日本国憲法が国家緊急権についての規定を置いていないことについて

→　積極的意味を持つ（従来の多数説）

①　明治憲法のもとでの天皇による戒厳の宣告、戒厳令下で軍司令官が立法権と行政権を持つこととされ、国民の権利義務に関する規定が停止された。その体験と反省にもとづき、国家権力を立憲主義的憲法体制の枠内に閉じ込めようとした。

②　民主主義国家でもワイマール憲法のもとで大統領の緊急権が濫用され、ヒトラー独裁の露払いの役割りを演じた。緊急権がきわめて濫用されやすいものであることを反省した。

③　日本国憲法の前文や第９条により一切の戦争、陸海空軍その他の戦力、交戦権を放棄・否認したことから、軍事力の発動を伴うような緊急権を否認して、平和国家の確立を志向して、規定を置かなかった。

④　憲法秩序のもとで、予め緊急時の対処について法律で備えておけば対応できる（東日本大震災でも憲法に緊急権を創設する必要はなかった)。災害対策基本法、警察法、自衛隊法、武力攻撃事態法などに緊急の場合の対処を定めていて、これで十分である（必要であれば法改正すればよい)。

⑤　衆議院が解散されたときに、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会の規定（５４条２項、３項）を置いて対応することにしている。

イ　自民党の「緊急事態条項」の危険性

（ア）　「緊急事態」の非限定性

「外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害、その他の法律で定める緊急事態において」

※　「等」に何を含めるかによって対象となる緊急事態は拡大する。

※　法律（議会の過半数の議員）で、緊急事態の対象を拡大できる。

※　３つの例示事態はそれぞれ性質が異なっているにもかかわらず、一律に取り扱っていいのか。

（イ）　緊急事態宣言を内閣総理大臣にほぼフリーで可能とする（要件・手続の問題）

「内閣総理大臣は、・・・・特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。」

「緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。」

※　「特に必要があると認めるとき」は歯止めにならない（総理の判断による）。

※　「閣議にかけて」は「閣議決定」を不要とするもの

※　国会の承認は、事後でもよい。いつ緊急事態が終わったかの判断も総理。そして、事後何日までに承認が必要なのかも定めていない。

※　ドイツでは、この認定を議会の合同委員会に委ねている。

（ウ）　法律への委任が多い（８カ所）

憲法を停止する権限の行使について、議員の過半数により制定可能な法律に委ねてよいのか。憲法で法律の内容も縛っておく必要があるはず。

（エ）　緊急事態宣言の効果

「法律と同一の効力を有する政令を制定できる」

「財政上必要な支出その他の処分を行える」

「地方自治体の長に対して必要な指示ができる」

「何人も・・・・国その他公の機関の指示に従わなければならない」

※　内閣が法律を変え、廃止し、新たに作れることになる。

これは、国会中心政治、議会制民主主義の停止。

三権分立の停止＝政府の独裁を可能にするもの

※　政令によって改正できる事項について無限定。

場合によっては、９８条、９９条の「法律の定め」も政令でつくり、変えられることになる。人権制約の政令も出てくることになる。

※　政令は「事後に国会の承認」を得ることにしているが、「事後」

何日までに承認を得なければならないのか時期の限定がない。

また、承認される前の政令や処分の効力についても定めがない。

承認されなかった時に、すでに行った処分についての定めがない。

（オ）　司法的統制の不存在

緊急事態における司法権のあり方について言及がない。

日本には憲法裁判所がないので、その政令を裁判所でコントロールすることは実際上困難。

（カ）　衆議院は解散されず、両議院の議員の任期及び選挙期日の特例を設けることができる。

※　緊急事態宣言が議員の任期延長に濫用される危険がある。

→　緊急事態宣言で、憲法は停止し、憲法によって縛られない内閣（総理大臣）が何でもできるようになってしまう。安倍首相にこんな権限を与えるのは危険すぎる。

4　改憲論者はもっともらしく言うけれど

（1）　「押しつけられた憲法を自分たちの手でつくり直す。」って言うけど‥

- 国民は歓迎した。誰が押しつけられたと感じたのか。
- 憲法２５条も追加した。１条も国民主権が明確になるよう修正した。制定後、吉田首相が「憲法を変える意思はない」とマッカーサーに回答した。
- ９条は幣原首相の提案により制定された（マッカーサー書簡により明らかとなった）
- ６９年も経って今さら。国民が憲法を守り通してきた。憲法改正は誰が求めているのか。

（2）　「７０年ほど前につくった憲法は時代に合わない。新しい時代に合う憲法を。新しい人権もとり入れる。」って言うけど･･･

▷　今でも新しい内容。世界の宝。

※　スイスの「軍隊のないスイスをめざす」グループ（３万人以上のメンバー）日本国憲法９条を知り「こんなすばらしい憲法があったのか」

※　世界市民平和会議（世界１００カ国以上のＮＧＯ参加）１９９５年５月「公正な世界秩序のための１０の基本原則」採択

その第１原則「各国議会は、日本国憲法９条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。」

※　２０００年５月　国連ミレニアムフォーラム

「平和・安全保障フォーラム最終報告書」

「すべての国が、日本国憲法９条に述べられる戦争放棄の原則を自国の憲法において採択する。」

※　憲法１３条・２５条はドラえもんのポケット（新しい人権を取り出せる）

・　自民党改正草案の「新しい人権」は、権利として不十分な規定の仕方をしているので、意味がない。

（３）　「自衛隊がすでに存在しているんだから、憲法でも認めるようにした方がよい。」って言うけど･･･

・　９条を改正すると、自衛隊は今の自衛隊ではなくなる（現状を認めるものではない）。

（４）　「日米同盟を重視するのが国益にかなう。」って言うけど･･･

・　アメリカの先制攻撃戦略、単独行動主義は世界の嫌われ者。

・　９条がなくなると、日本の軍隊が危険な最前線へ

・　軍事費拡大とめどなく

・　アジアの一員として日本が進む方が国益にそう

（５）　「国際貢献のために対応できる普通の国にする」ためって言うけど･･･

・　軍隊を外国に送り込むのは「普通の国」ではない。

（６）　「北朝鮮の脅威から日本を守るのに、有事法制も憲法改正も必要だ。」って言うけど･･･

・　本当に脅威か。脅威を感じているのは北朝鮮の方。追いつめず、「日朝平壌宣言」の道が平和の道

・　国防軍に変えても、テポドンが発射されたらふせげない。（アメリカの９．１１テロ）

（７）　尖閣諸島の領土問題を９条改正の理由として言われるが・・・・

・　尖閣は日本の領土。しかし、中国と軍事力で対抗するべきではない（孫崎）

・　平和的に解決する道をとるべき。軍事的挑発を日本からとるべきではない。

・　安倍首相が、自衛隊を地球上のどこへでも派遣しようとしているのは、「日本の防衛」にとって逆。

5　平和憲法を守りぬくために！（わたしたちの運動）

（１）　自民党改憲案の異常さ、危険性を知らせよう

こんな危険な、無茶な改憲案を党大会決定している党に政治を委ねておいてはいけない

（２）　平和憲法を守りたいという１点で、広く手をつないでゆく

――　私たちの運動をもっと広げ、確かなものに。

国民の過半数が９条を守れという姿勢を維持すれば、必ず９条は守れる！

※　国民投票に持ち込まさない闘いを！

（３）　ひとりひとり、自分の思いと言葉で話してゆく

――　たくさん話し合いの場をつくろう。各地で９条を守る過半数署名をとりきろう！

（４）　主権者として、責任感をもって。

そして、楽しく、取り組もう！楽しい取り組みに、初めての人を誘おう！若い人たちの企画でやってみよう。若者の集まりにも参加してゆこう。マスコミに取材してもらうことをいつも心がけよう。

（５）　市民連合はこれからも進みつづけます

市民と野党の共闘を引き続き求めつづける

以　上